玉　議　発　第６４号
令和８年１０月１９日

玉 村 町 長　石川　眞男　様

玉村町議会議長　新井　賢次

政策提言書の提出について

玉村町議会では、各常任委員会（総務経済・民生文教）において、それぞれの所管事項に関する調査・研究を行っており、町内外の所管事務調査結果や委員会における議論等を踏まえ、別紙のとおり政策提言書を提出いたします。

町長には、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、実現に向けた取組を推進するよう要望します。

なお、本政策提言に対する町の検討結果や対応については、令和９年２月１２日までに書面にて示されるよう求めます。

政策提言書

（令和８年度）

提言１　総務経済分野

① 将来にわたる行政サービスの持続に向けた、公共施設等の再編と適正管理について

② 担い手が自立し、持続可能な玉村町農業の確立について

提言２　民生文教分野

① 高校生（高等特別支援学校生含む）への通学支援について

② 大規模災害に備えた実効性のある避難所運営体制の構築について

令和８年１０月１９日

玉村町議会

総務経済分野の提言

① 将来にわたる行政サービスの持続に向けた、公共施設等の再編と適正管理について

町では、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の長寿命化や適正管理に取り組んでいる。

一方で、施設の老朽化が進み、今後、修繕・改修・建て替え・解体等に多額の費用が必要となることが見込まれる。また、人口構成や施設の利用状況、町営住宅の入居者の状況も変化している。

限られた財源の中で必要な行政サービスを将来に残していくためには、すべての施設を一律に維持するのではなく、必要性、安全性、利用状況、維持管理費、将来需要等を踏まえ、残すべき施設に適切に投資するとともに、役割を終える施設については早期に方向性を定めることが重要である。また､町営住宅についても､建物の維持だけでなく、そこに暮らす住民の生活と、今後必要となる住宅セーフティネットのあり方を見据えた再編が必要である。

以上のことから、次のとおり提言する。

1．既存資料や目視による確認等、費用対効果を踏まえた方法により効率的に施設の状態を把握し、安全性、必要性、利用状況、維持管理費、将来需要等を総合的に判断し、施設ごとの維持・改修、集約・複合化、用途変更、廃止等の将来方針を明確にすること。

2．廃止・集約・用途変更等を行う施設については、解体費等の将来的な負担も踏まえて早期に方向性を決定するとともに、跡地や建物の活用、売却等を含めた計画を立てること。

3．町営住宅については、国の新たな住生活基本計画の方向性も踏まえ、地域の住宅需要、入居者の状況、建物の状態、維持・改修費等を勘案し、団地ごとの将来方針を明確にするとともに､住宅セーフティネットとして必要な機能を確保すること。

4．町営住宅の廃止・集約等にあたっては、入居者の住み替え等を支援するとともに、空き住戸や廃止後の建物・跡地について、地域の実情や住民ニーズを踏まえた活用を検討すること。

② 担い手が自立し、持続可能な玉村町農業の確立について

町の農業は、米・麦の二毛作をはじめ、野菜、果樹、畜産等、多様な農業が営まれ、農地の維持や地域環境、地域経済を支える重要な役割を担っている。

一方で、農業者の高齢化や後継者不足、資材・燃料等の生産コストの上昇、農作業の負担、病害虫・鳥獣被害など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。

これからの農業政策は、単に農地を守るだけでなく、農業者が農業によって生計を立て、安心して経営を継続できる環境をつくり、次の世代へ農業をつないでいくことを目指す必要がある。そのためには、担い手の確保・育成だけでなく、農地の集積・集約化、農作業の負担軽減、経営継承、販路拡大、農産物の付加価値向上などを一体的に進めるとともに、専業・兼業を問わず、地域の農地や農業を支えている多様な農業者が、それぞれの形で農業を継続できる環境を整えることが重要である。

以上のことから、次のとおり提言する。

１．これまで実施してきた農業振興施策の成果を検証するとともに、地域計画等を踏まえ、担い手の確保・育成、経営継承、農地の集積・集約化等を進め、１０年先を見据えた町の農業の振興の方向性を明確にすること。

２．農業による生計を立て、持続的に経営できるよう、必要な情報提供・相談支援、経営改善、設備・機械導入、農作業の受委託、農業機械の共同利用等を含め、経営規模や経営形態に応じた支援を関係機関と連携して推進すること。また、次世代への経営継承や新規就農者の定着につながる支援を充実するとともに、認定農業者をはじめ、多様な農業者が地域農業を支える役割にも配慮すること。

３．米・麦の二毛作、野菜、果樹、畜産等の地域資源を生かし、販路拡大、ブランド化、加工・商品化や学校給食等との連携を進め、農産物の付加価値を高めるとともに、農業者の所得向上と経営継続につなげること。

４．道の駅「玉村宿」を農産物販売・情報発信の拠点として充実させること。

５．カメムシ等の病害虫や鳥獣による農作物被害について、関係機関と連携し、情報提供、早期対応、対策支援等を進め、農業者の負担軽減を図ること。

６．農繁期における農耕車の通行・作業実態を踏まえ、農業者と道路利用者が安全に道路を利用できるよう、相互理解と譲り合いを促進するとともに、農業用水路等の適切な維持管理を進めること。

民生文教分野の提言

① 高校生（高等特別支援学校生含む）への通学支援について

近年、群馬県は高校生の自転車交通事故件数が全国ワースト上位となっており、極めて深刻な状況にある。本町から長距離を自転車で通学する高校生にとって、交通事故の危険性が常に付きまとうだけでなく、近年の気候変動による猛暑や悪天候は多大な身体的負担となっている。生徒の安全確保と負担軽減を図るため、自転車に頼らない新たな通学手段の創設が必要不可欠である。

中でも、高崎高等特別支援学校の生徒のためのタクシー借り上げによる通学支援が、令和８年度をもって終了する予定となっており、運行終了後は同校への通学が極めて困難な状況となる。また、令和９年度には伊勢崎市内に新たな高等特別支援学校が開設される予定であるが、現状、本町から同校へ直接アクセスできる公共交通機関は存在しない。

障がいのある生徒の通学環境の格差を解消し、学びの機会を保障するため、早急な対応が求められる。

以上のことから、次のとおり提言する。

１．町外の高校に通う生徒の安全な通学を確保するため、新たなバス路線の開設や既存路線の見直しなど、代替交通手段の確保に尽力すること。

２．高等特別支援学校に通学する、あるいは通学を希望する生徒たちの学習権を保障するため、福祉的観点に基づき、送迎バスの運行をはじめとする具体的な通学支援策を講ずること。

② 大規模災害に備えた実効性のある避難所運営体制の構築について

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発している。行政機関が大きく被災する事態も想定し、避難所運営や物資供給などを円滑に行える体制を平時から整えることが重要である。災害発生時には、行政のみで全ての対応を行うことは困難であり、自助・共助・公助が連携した地域防災体制の構築が不可欠である。

以上のことから、次のとおり提言する。

1．大規模災害時の職員の参集が十分でない状況も想定し、実践的な避難所開設から地域住民による避難所運営へ円滑な移行を想定した訓練（避難者名簿の作成や受付、役割分担など）を実施すること。

2．災害発生直後から復旧・復興までを見据え、支援内容を段階的に整理するとともに、必要な協定先や支援機関との連携体制の構築を行い、避難者支援行動計画を策定すること。

例）第一段階：緊急支援（飲料水・食料・毛布等）
第二段階：生活支援（仮設トイレ、入浴支援、おむつ、生理用品など）
第三段階：生活再建支援（応急仮設住宅・罹災証明書の発行等）

3．在宅避難や車中避難を選択する住民への物資受渡し方法等や情報提供の方法について、あらかじめ検討し計画を策定すること。

4．被災直後に住民が行うべき写真撮影や記録方法等、罹災証明書の申請に必要な事項について、平時から広報紙やホームページ、防災訓練等を通じて周知を図ること。